

16環審第19号
平成17年2月21日

福島県知事 様

福島県環境審議会議長

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく
暫定排水基準の見直し等について（答申）

平成17年1月31日付け16環保第1278号で諮問ありました下記事項については、下記のとおりです。

記

- 1 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく暫定排水基準の見直しについて
 - ・審議の結果、原案を適当と認める。
- 2 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例に基づく暫定排水基準の見直しについて
 - ・審議の結果、原案を適当と認める。
- 3 平成17年度水質測定計画について
 - (1) 平成17年度公共用水域水質測定計画について
 - ・審議の結果、農薬項目（チラム、シメジソ、チオベンカルブ）の測定頻度を年4回又は2回を1回に削減している地点（別紙）については、農薬の使用時期を考慮して年2回測定することが望ましい。その他の案件については原案を適当と認める。
 - (2) 平成17年度地下水の水質測定計画について
 - ・審議の結果、原案を適当と認める。

